

公 表 第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年11月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成22年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
特別会計における事務の執行及び事業の管理

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
72	健康福祉部	健康保険課	<p>第1 国民健康保険事業特別会計</p> <p>2. 保険料が合理的に決定されているか</p> <p>現行の保険料では久留米市国保財政の収支状況が悪化していくことは避けられない。収支状況を改善するにはいくつかの方法が考えられるが、法定外の一般会計繰入については、現在久留米市では保険料の減免制度に基づく減免分の補填として繰入を行っている。久留米市の国民健康保険料が高い理由に久留米市が全国平均を上回る医師・病床数や高度医療機能の充実など恵まれた医療環境にあることで療養給付費が高くなっているということが挙げられるのであれば、それは国民健康保険加入者以外の市民も同様に恩恵を受けているということである。このことは国保加入者との公平を図るための法定外繰入として一般会計からの繰入を認める理由の一つにはなるのではないかとと思われる。</p>	<p>久留米市国保はこれまで、「保険料減免分」を一般会計からの法定外繰入を行ってききましたが、新たに「福祉医療波及分」「非自発的失業者保険料軽減分」を法定外繰入を行い、国民健康保険財政の安定化に努めております。</p>
73	健康福祉部	健康保険課	<p>第1 国民健康保険事業特別会計</p> <p>3. 予算が合理的に策定されているか</p> <p>安定した財政運営を図るために、更に予算の精度を向上させる必要がある。</p>	<p>国庫支出金など、国保の財源(歳入)構造は非常に複雑な仕組みとなっており、制度の理解を深め、的確な歳入把握に努めております。</p> <p>また、医療費についても、過去の医療費の推移、加入者の年齢構成の動向、診療報酬改定による影響などを考慮し、適切な予算計上に努めております。</p>
74	健康福祉部	健康保険課	<p>第1 国民健康保険事業特別会計</p> <p>4. 賦課業務について</p> <p>(3) 未申告者の処理が適切に行われているか</p> <p>未申告対策は未申告世帯、未申告被保険者の減少でも一定の成果を上げていることが認められるが、県の指導の2.0%を上回っている水準にあるため未申告者に対して一層の働きかけが必要である。</p>	<p>未申告者には、健康保険課は8月に、市民税課は10月に、申告呼出しを行っていることに加え、臨戸訪問や電話催告時の未申告者への取組の更なる強化を図っております。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (4) 短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか ② 短期被保険者証交付者の管理が非効率	新システム導入により、短期被保険証交付者の経過記録や指導記録は端末上で管理できるようになり、業務の効率化を図っております。
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (5) 資格証明書の発行管理が適切に行われているか	新システムの導入により、資格証明書の交付や経過記録が共有できるようになり、適切な管理を行っております。
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について ア. 収納率向上のための事業(1) ① 収納率向上対策として口座振替の推進を図るため、国保加入時に口座振替加入を強力に勧奨できないか検討する。	平成25年度より口座振替推進の強化のため、当初納付書の様式を見直し口座振替依頼書を添付することとし、また、市役所窓口での受付を再開し、口座振替加入を強化しております。
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ④ システムの稼働時間を延長し、定期的に夜間相談窓口を設置できるようシステムを構築すべきではないか。	新システムにおいても旧システム同様、時間外(午後8時まで)におけるシステム稼働は可能となっております。
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑥ 関係者の証言だけで居所不明者としており、もう少し厳密に調査すべきでは。また居所不明調査の具体的な要領を作成すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、居所不明の調査については、具体的手順を定めた要綱に基づき、納付指導員に調査内容の報告を求め等、客観的な判断ができる体制を整備しております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑦ 滞納者の抽出に当たって、新システムでは様々な条件で抽出できるシステムを導入すべきである。	平成24年1月に滞納管理システムを導入し、滞納者を金額、居住区、現年過年等の多様な条件で抽出できるよう見直しております。
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 イ. 収納率向上のための事業(2)－納付指導員について ① 納付指導員の地区見直しや民間業務委託も含めた業務の見直しを図る必要がある。	ご指摘を踏まえ、納付指導員については必要に応じて担当地区を見直すとともに、平成24年7月からは、民間への業務委託の導入を行うなど、徴収業務の効率化に向けた指導員業務の平準化を図っております。
77	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 イ. 収納率向上のための事業(2)－納付指導員について ③ 納付指導員1人当たりの徴収効率を高めるためにも、地区割りの見直しや担当地区の交代など、納付指導員の業務内容の平準化を図る必要がある。	納付指導員の減少に伴う地区割や担当地区の交代など業務内容の平準化を必要に応じ実施しております。
77	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ウ. 収納率向上のための事業(3)－国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について 国民健康保険料収納率向上対策実施計画書の検証作業が行われていない。	ご指摘を踏まえ、収納率向上対策実施計画書については、目標を達成するための具体的方策を定めるとともに、その実績について毎年度検証を行い、次年度の年間計画書への反映を行っております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
78	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 エ. 収納率向上のための事業(4)－平成24年度に予定する新システムの導入について 平成24年度導入する新システムについては予算の範囲内で可能な限り現場レベルの意見を拾い上げるべき。	新システムの導入にあたり、資格管理や滞納管理の面で現場サイドのニーズを反映したカスタマイズを行いました。今後も不十分な点や不具合が見つければ適宜協議し、可能な範囲で改修を行います。
78	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2) 滞納整理事務一般について ア. 滞納整理に関する組織と体制について 収納率が低下傾向にあり、かつ滞納繰越分の収納率が40中核市中29位という現状では、体制を整備して税収納推進課同様、現年と滞納繰越を担当する組織を創設する必要がある。また研修を充実する必要がある。	平成23年度に設置した特別滞納整理班を中心にして、積極的な財産調査を行い、その結果により納付指導や差押を実施しております。また、研修にも積極的に参加し、職務能力の向上に努めております。なお、平成25年度は外部から収納対策アドバイザーを招いて、課全体のスキルアップ研修を予定しており、多角的な手法を用いた滞納整理に努めてまいります。
79	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2) 滞納整理事務一般について イ. 滞納整理に関するマニュアルの整備について 滞納事例の事務処理について担当職員によって対応が異なり公平性を欠く。新システム稼動までにマニュアルを整備すべき。	ご指摘の点を踏まえ、マニュアルを作成しております。
79	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2) 滞納整理事務一般について ウ. 過年度繰越分の滞納者リスト 滞納者の納付指導記録は手書きファイルに管理されていて情報の共有が出来ず効率性を欠いている。	新システム導入で、指導記録は端末上で共有化できるようになりました。これにより、担当者不在でも交渉経過を容易に引き継ぐことができ、効率的な納付指導につながっております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
80	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について ア. 督促状の発送 督促状の引き抜き作業は費用対効果の観点から検討すべき課題である。	新システムの導入により、圧着はがき様式となり封入封緘の業務が無くなり、引抜き作業が激減しております。
80	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について イ. 催告書の発送 分納誓約が提出されていない分割納付者に催告が送られないのは問題がある。また督促後翌月には催告書B、翌々月には催告書Cが発送されており費用の面で検討の余地がある。	誓約書の提出の有無に関わらず分割納付者は保険料の納付が困難なことから納付相談を受け納付金額等の誓約を行っているもので、違約した場合には、分納催告書や分納取消通知を送付しております。 また、催告書の送付時期は、督促後入金のない場合に催告書Bを毎月送付、催告書Cは年末や年度末の時期に限定して送付を行っており、効率化を図っています。
81	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について エ. 分割納付 分割納付については明確な基準がなく担当者の裁量で実行されている。新システム導入後は基準を明確にし、分割納付のマニュアルを整備すべき。	ご指摘の点を踏まえ、マニュアルを作成し業務処理の標準化を図っております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
82	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について オ. 滞納処分(差押え) 差押の実施には専門的な知識が必要であり、差押の強化に当たっては研修等知識と技術の取得の場を整備する必要があるとともに、差押を預貯金以外にも実施し、インターネット公売等も実施すべき。	インターネット公売については、差押物件の保管等に費用がかかる等、課題も多いと考えております。なお、23年度に特別滞納整理班を設置するとともに当該職員の知識習得に努めつつ、預貯金以外の差押物件としては、生命保険やその他債権の差押を行っているところです。
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について カ. 不納欠損 新システムの導入に当たっては瞬時に不納欠損処理が出来るようなシステムを導入する必要がある。	ご指摘の点を踏まえ、不納欠損処理がスムーズにできるシステムを導入しております。
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について キ. 延滞金 延滞金の減免に当たっては要綱に基づき厳密に運用されているが、延滞金の納付義務に対する意識を働きかける厳しい徴収がなされていない。	要綱に基づき適正に処理を行っているところですが、ご指摘の点を踏まえ、電話催告や臨戸訪問においても延滞金の説明を行う等、延滞金の納付義務に対する意識付けに努めてまいります。
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 6. 窓口業務(現金収納)が適切に行われているか ① 窓口収納の現金送達について上司の承認が行われていない。	ご指摘の点を踏まえ、上司の確認を受けるよう、見直しを行っております。
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 6. 窓口業務(現金収納)が適切に行われているか ② 4時以降の入金について、残高の承認が行われていない。	ご指摘の点を踏まえ、担当者相互による確認に加え、上司の確認を得るよう見直しを行っております。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (2) 第三者行為求償事務が適切に行われているか ① 第三者行為求償事務の適正化において入金時に調定額と収入額を同時計上するやり方を改め、調定額は請求額が確定した時点で計上し、入金時に消し込みを行うこと。	今回の指摘を踏まえ、求償業務委託団体との間で、求償額が確定した時点で市に通知するよう要望し、事前通知をもとに調定するよう改善しております。
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (2) 第三者行為求償事務が適切に行われているか ② 不納欠損処理を行う場合、その理由を明示すること。	ご指摘のとおり、不納欠損処理を行う場合は、その理由を付記するようにしております。
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (3) はり・きゅう・マッサージ助成事業が適切に行われているか 受付、入力者が同じであったり、交付印が漏れているケースがあり、手続きを統一する必要がある。	ご指摘のとおり、複数の担当で処理を行い手続きを統一することが事務処理ミスの防止に繋がることから、可能な限り複数で対応するなど、的確な事務処理に努めております。
93	商工観光労働部	競輪事業課	第2 競輪事業特別会計 1. 開催収支に関する個別的検討 (2) 収益改善のための施策について ① ナイター競輪の開催 ナイター競輪の開催にあたっては、照明設備の費用など新たなコストも発生するため、その効果のほどは、数値をもって検証される必要がある。	市営競輪の売上については、平成23年度は14,037,601千円、平成24年度は14,057,468千円の売上になっており、競輪業界が全国的に右肩下がりの状況である中、ナイター競輪を開催した成果といえます。平成24年度収支についても、開催収支で244,924千円と前年比較で207,224千円の改善見込となっています。25年度以降も引き続き収益性の高いナイター競輪を中心に開催する方向で開催日程を調整し、さらなる売上確保と収益改善を目指していきます。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
94	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第2 競輪事業特別会計</p> <p>1. 開催収支に関する個別的検討 (2) 収益改善のための施策について</p> <p>② 重勝式車券の発売 重勝式車券の発売は、新たな競輪ファンの獲得策として開始されたが、これもその効果がどれほどあるのかを数値をもって検証される必要がある。</p>	<p>平成24年度20,214千円の売上(発売日数58日、収益率約5.5%)となっています。発売商品の性質上、繰越金の発生具合によって売上が左右されますが、確実な収益源の一つとして、今後も発売を継続していきます。</p>
94	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第2 競輪事業特別会計</p> <p>1. 開催収支に関する個別的検討 (2) 収益改善のための施策について</p> <p>③ 選手賞金の見直しについて 開催収支がプラスになる特別競輪や記念競輪の賞金は別として、収支がマイナスになる普通競輪の賞金は減額を検討すべきではないかと考えられる。</p>	<p>全国競輪施行者協議会を通じて、競輪選手団体と交渉を持ち、一部レースでは、9車立て→7車立てへの変更により、賞金総額の減額を行っています。引き続き同協議会を通じて、レース形態の見直しや賞金減額交渉を進めていきます。</p>
94	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第2 競輪事業特別会計</p> <p>1. 開催収支に関する個別的検討 (2) 収益改善のための施策について</p> <p>④ 人件費について 久留米競輪場の人件費は、単価の観点からは、全国的に見て高いとはいえないであろう。一方、人数の観点からすると、電話投票やインターネット投票の増加により、来場者が減少している状況であるから、平成22年4月現在で146名いる臨時従業員登録者数が妥当なものなのかを検討する必要があると思われる。 また、現在は外部の業者に委託している競輪場の清掃を、車券販売等従業員にまかせることでコストダウンを図ることができないかもあわせて検討する必要があると考える。</p>	<p>平成23年度からの場外発売時の清掃業務の一部については引き続き従事員の有効活用を行っています。毎年退職者の補充を行っていないため、H25.4.1現在では従事員数88名となっています。また記念競輪やナイトー開催時には再雇用、再々雇用希望者の補充によりサービス体制を維持している状況です。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
122	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 6. その他の一般管理費の監査 (1)総務管理費 自治会活動費の定額補助の算定根拠となる規定が存在しない。	平成25年度から適用できるよう要綱を改正しました。
122	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 8. 市場の経営改革と今後の方向性の検討 第9次卸売市場整備基本方針において、一般会計繰入金の基準を超えた場合、市場の再編が迫られることになる。歳入の確保を図るため久留米市中央卸売市場運営協議会における市場活性化の議論を具現化するよう努められたい。	平成22年度に策定した「市場活性化推進計画」に沿って、売上高対策、市場開放の施策を進めています。 ①売上高対策 H23 青果部低温倉庫供用開始 大型量販店訪問 ②市場開放 H23～夏休み市場探検隊、消費者見学会、H24 市民感謝祭を市場内で実施
125	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 14. 売上高使用料の算定についての検討 第三者機関による監査等の導入により、相手方の提出金額のチェックの充実を図るべきと思われる。	農林水産省への報告書(事業報告書/年1回・純資産額調書/年2回)と突合し、チェックを行っています。
225	健康福祉部	健康保険課	第8 後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療の保険料は平成21年度低下し、県平均を下回っており特別徴収の推進や徴収事務の強化をすべき	特別徴収の対象者となる方については、極力特別徴収を進める他、現に滞納している方については、10月及び2月を後期高齢者納付強化月間として休日臨戸等を実施し徴収の強化を図っております。
242	子ども未来部	家庭子ども相談課	第9 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 4. 諸変更、移動等 借受人が死亡した場合等、連帯借受人又は相続人から債務継承届を提出させるべきである。また、その際、久留米市が取った手続きを明らかにするために、処置を記録しておくことも必要である。	債務の継承者の償還に対する意識付けになるため、現在債務継承届の提出を求めており、処置内容についても記録しています。

平成22年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
特別会計における事務の執行及び事業の管理

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
156	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 1. 下水道事業の財務分析について ② 財源の多くを地方債に依存しているため、将来の負担を考慮した中長期的な展望が望まれる。	平成26年度に地方公営企業法適用を予定しています。平成24年度に次期公営企業経営健全化計画を策定し、将来の負担を考慮した、持続可能な事業運営を行っています。
156	上下水道部	下水道業務課	第4 下水道事業特別会計 2. 下水道接続融資あっせん制度について 融資あっせん制度の利用者が少ない。今後、広報を充実するなど適宜対処する必要がある。	平成24年度に融資あっせんのポスターを作製し、市内各庁舎・指定工事店・金融機関に送付し、周知を行いました。 また、融資あっせん制度の利用向上策について、以下のとおり、周知及び検討等を行いました。 ① 下水道工事の説明会における周知 ② 供用開始の通知時における周知 ③ 未接続者への接続依頼通知時における周知 ④ 未接続者に対する個別訪問時における周知 ⑤ 下水道指定工事店や責任技術者への講習会時の制度説明
157	上下水道部	下水道建設課	第4 下水道事業特別会計 3. 不明水対策の実施について ③ 不明水対策の評価手法に対する意見 効果の評価手法については、処理場全体での有収率で行っているが、評価が的確に表されていないため、市民への説明責任という意味でも、不明水対策を行った区域だけの有収率で評価を行うべきである。	止水対策工事について、対策工事区域内の水道使用量と、汚水流下量を比較する区域を設定し評価を行いました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
158	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 6. 人件費と委託料について 維持管理業務のうち委託可能なものについては、積極的に民間等への委託を推進するとともに、市内部の他部門との相互協力や今後増加が見込まれる下水汚泥の広域・共同処理に取り組む等、より一層の経費節減を図る必要がある。	今までも処理場の運転管理業務やポンプ場を含めた施設の維持管理業務など、随時外部への委託を行ってきており、平成24年度には放流水等の分析検査業務を新たに外部委託しました。汚泥の共同処理については、研究課題としたいと考えています。
158	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 7. 浄化センターについて① 消化ガスについては、費用対効果の高い設備により有効利用を図る必要がある。	中央浄化センターにおいては、平成24年度より高効率、低コストのマイクロガスタービンによる消化ガス発電を開始しました。また、南部浄化センターにおいては、平成26年度よりマイクロガスタービン発電機が稼動予定です。
159	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 8. 下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について ③ 総務省が取りまとめている「下水道事業経営指標」の活用により、経営課題を把握し、経営の健全化に努めることが可能であると思料する。	決算状況等の分析の際、本市における指標を整理するとともに、経営課題把握のため、「下水道事業経営指標」を参考としています。
203	上下水道部	下水道施設課	第6 農業集落排水事業特別会計 4. 経費支出 (1) 役務費の中の手数料および委託料の内容 業務処理方法の統一や共同化による委託料等の節減の検討が必要と思われる。	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、維持管理業務を代替業務としており、今後も個別に委託を継続する必要があります。業務処理方法については、平成23年度より委託料積算単価等の統一化を図り、また、汚泥引抜き手数料単価の低減も平成23年度に実施して、経費削減に努めています。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
204	上下水道部	下水道業務課	<p>第6 農業集落排水事業特別会計</p> <p>5. 滞納債権 不納欠損処理について</p> <p>滞納管理のためにも訪問記録カードは必要である。不納欠損しないように、色々な手法の採用により、強力に回収を図るほか、「裁判所への支払督促の申立て」も検討すべきである。</p>	<p>田主丸地区において訪問記録カードを作成したので、それを基に今後の滞納者管理を行っていきます。</p>
216	上下水道部	下水道業務課	<p>第7 特定地域生活排水処理事業特別会計</p> <p>1. 使用料単価と汚水処理原価</p> <p>(1) 使用料の適正化について</p> <p>適切な使用料の設定を行い、維持管理費を負担できるようにするか、維持管理経費を削減することが必要ではないか。</p>	<p>浄化槽使用者へ適正な使用の啓発を図ることにより、浄化槽への負荷を低減し維持管理費の削減に繋げるため広報紙を通じて指導を行いました。また、使用料の未納がないように未納者に対して督促・催告・臨戸訪問を実施しました。</p> <p>督促 6回 ¥3,328,800 催告 5回 ¥504,000 臨戸訪問 12回 ¥1,663,600 (平成24年度実績)</p>